

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和5年7月24日（諮問第127号）

答申日：令和5年11月24日（答申第102号）

事件名：「多目的屋内施設関連市場調査中間報告書に係るヒアリング調査及びアンケート調査に関する文書」の一部公開決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「多目的屋内施設関連市場調査中間報告書に係るヒアリング調査及びアンケート調査に関する文書」に係る一部公開決定については、別紙2記載の「非公開とした部分」を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

### 第2 事案の概要

#### 1 審査請求人による公文書公開請求について

- (1) 審査請求人は、令和5年2月28日付け公文書公開請求書で、「(1) 多目的屋内施設関連市場調査中間報告書にかかるヒアリング調査及び多目的屋内施設関連市場調査中間報告書にかかるアンケート調査回答の資料の一切」の公開請求を行った。
- (2) 処分庁は、令和5年3月14日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 処分庁は、「第1回ヒアリング議事録」及び「アンケート調査回答」を対象文書として特定し、原処分を行った。
- (4) 処分庁は、別紙1の「非公開とした部分」を非公開として、審査請求人に対象文書を公開した。公文書一部公開決定通知書の「公開しないこととした

理由」の欄には、「豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号、第2号及び第7号に該当（個人情報及び事業活動情報の保護のため、並びに今後予定される多目的屋内施設整備事業に係る公正な競争に影響を及ぼす可能性があるため。）」と記載されている。

(5) 審査請求人は、令和5年5月9日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

## 2 対象文書についての補足

(1) 豊橋市は、総合体育館の老朽化や過密化への対応、魅力あるまちづくりへの寄与、防災活動拠点としての活用などの点から、多目的利用が可能な新たな屋内施設について検討を進めており、令和4年1月より事業化の可能性を調査・整理する「多目的屋内施設関連市場調査」（以下「本件調査」という。）を実施していた。

(2) 本件調査は、東三河地域における市場に着目し、多目的利用が可能な施設整備・運営の実績を有する事業者やプロスポーツ・コンサートを企画・運営するプロモーター等の民間事業者等に対してヒアリングを行い、市場性を調査し、興行などの需要規模の把握、建設候補地の検討、事業方式の検討、収支予測シミュレーション等の事業化可能性について整理することを目的として行われた。

(3) 対象文書は、市から本件調査の業務委託を受けた受託事業者が行ったヒアリングの議事録、ヒアリングに際して受託事業者が使用した資料、市と受託事業者の打合せ議事録等である。

(4) 豊橋市は、令和4年9月に、市のホームページ上で、本件調査の結果をまとめた「多目的屋内施設関連市場調査報告書」（以下「報告書」という。）を公開した。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和5年5月9日付けで審査庁に提出した審査請求書及び令和5年7月18日付けで提出した反論書並びに令和5年10月23日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

## 1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和5年3月14日付け4豊多整第126号で公文書一部公開決定を行った。条例第6条第1項第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを非公開とする判断に不服はないが、それ以外の情報は、同項第2号又は第7号に該当しないため、原処分は取り消されるべきである。

## 2 審査請求の理由

- (1) 条例第6条第1項第2号が規定する「おそれ」には法的蓋然性が必要であるのに、これについて、実施機関の説明が全くない。人の混雑や多額な費用等の問題が山積している以上、市民には知る権利があるし、市には説明責任がある。多目的屋内施設の建設予定地の約半分が家屋倒壊等氾濫想定区域にかかっており、市は「知らなかった」ことを理由に説明責任から逃れようとしている。
- (2) 市は、「多目的屋内施設についての豊橋公園再編案」を既に公表している。そのため、対象文書の重要度は以前と異なるから、条例第6条第1項第7号には該当しない。
- (3) 対象文書は、一般に公にされない設備投資等にかかる運営戦略や、資金調達等の財務情報を含まないと推測できる。そして、現代のネット社会においては、自社の運営戦略や経営方針を周知することで経営に活かそうとする企業は少なくない。そのため、市民の誤解や憶測を招かないようにするのであれば、逆にアンケート結果や議事録の情報を公開すべきである。

- (4) 情報公開請求があった場合、一般的に、当該文書に係る事業者等に、情報公開請求がされている事実を伝え、意見を聞くものである。しかし、市は事業者に対して情報公開請求がされていることを伝えたり、意見を聞いたりはしていない。担当部署の独断で非公開部分を決定しており問題である。
- (5) 個人情報や事業活動情報を保護することが非公開理由とされている。しかし、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等または当該個人の権利や競争上の地位等正当な利益を害するおそれがある、客観的に認められる場合に非公開とすることができるとするのが判例である。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

##### 1 非公開理由該当性について

- (1) ヒアリングやアンケートの回答には、いずれも法人等の運営等に関する情報や、一般に公にされない設備投資等に係る運営戦略、資金調達等の財務情報、経営方針等が明らかにされる、若しくは具体的に推測されるおそれのある情報が含まれている。
- (2) また、今後、市の事業として検討していくための情報であって、その情報が公になることで誤解や憶測を招き、事業の推進に支障を及ぼす可能性があり、事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある情報が含まれている。
- (3) したがって、条例第6条第1項第2号及び第7号に該当するものとして、非公開とした。

##### 2 結論

以上のとおり、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。したがって、処分庁は、原処分を維持することが妥当である。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月3日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和5年7月14日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議
- ⑤ 令和5年10月23日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 総論

審査請求人は、条例第6条第1項第1号により非公開とした部分については、不服はないとのことであるから、以下、原処分が非公開とした箇所につき、条例第6条第2号又は第7号に該当するかを検討する。

### 2 条例第6条第1項第2号及び第7号の解釈について

- (1) 条例第6条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、これらの事業に係る情報のうち、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。そして、同号が規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるから、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質及び保護の必要性並びに法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を総合的に考慮する必要がある、正当な利益を害する具体的蓋然性が認められる場合に、「害するおそれ」があるということができると解される。

(2) 条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

### 3 条例第6条第1項第2号又は第7号の該当性について

(1) アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否も分かれている。そのため、ヒアリング対象者の名称が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、ヒアリング対象者に接触したり、接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られなかったりするおそれがある。

また、ヒアリング対象者は、今後アリーナの計画や事業に参画する可能性を有することから、ヒアリング時点で計画や事業に関心を有していることが公になることによって、他社との関係や他事業との兼ね合いにより、将来アリーナの計画や事業に参画することを躊躇するおそれがある。

そして、ヒアリング先の決定には、受託事業者の営業活動により築かれた信頼や人脈等が寄与しており、これらは、受託事業者が営業活動を続けていく上での、無形の財産であるから、ヒアリング先の名称が明らかになることで、他の事業者がヒアリング先に売り込みを行ったりする等して取引先を奪われる等、受託事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、ヒアリング対象者の名称や、事業内容等のヒアリング対象者を特定することができる記載は、公開することにより、受託事業者やヒアリング対象者の正当な利益を害するおそれがあり、又は、市の行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するとして、当該部分を非公開とした処分庁の判断は妥当である。

- (2) 受託事業者が本件調査を行うにあたり、別案件で獲得した知見に係る部分についても、公開することにより、受託事業者が知見を独占することで得られる優位性が失われるおそれがあり、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるといえることから、条例第6条第1項第2号に該当するとして、当該部分を非公開とした処分庁の判断は妥当である。

#### 4 条例第6条第1項第2号又は第7号に該当しない部分について

- (1) 一方で、本審査会における審議の時点では、本件調査は完了し、報告書は既に公表されている。報告書の内容は、受託事業者が行ったヒアリングやアンケートの回答結果をまとめたものである。
- (2) 上記のとおり、ヒアリング対象者の名称やヒアリング対象者の特定につながる記載が非公開とされるのであれば、少なくとも報告書で既に公表されている内容と同程度の回答内容は、当該部分を公開しても、特定の法人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえないし、市の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるともいえない。
- (3) したがって、既に報告書で公開されているヒアリングやアンケートの回答結果と同程度の回答内容を、条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するとして、非公開とした処分庁の判断は妥当ではなく、当該部分は公開されるべきである。

#### 5 結論

以上のことから、原処分については、対象文書につき、非公開とした部分の

うち、別紙2記載の「非公開とした部分」が、「非公開とした理由」により、条例第6条第1項第1号又は第2号又は第7号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第6条第1項第2号又は第7号には該当しないから公開すべきであると判断した。

(第1部会)

委員（会長） 松村享 委員 河邊伸泰 委員 見目喜重



(別紙1)

ア：「第1回ヒアリング議事録」

対象文書の詳細	非公開とした部分
令和4年3月2日	・ 題名横のヒアリング対象者名称
16：30～17：30 開催分	・ 出席者欄の日本総合研究所（JRI）担当者氏名並びにヒアリング対象者名称及び担当者氏名
令和4年3月3日	・ 本文の以下の記載
16：30～17：30 開催分	1. 事業への興味
令和4年3月7日	2. 関与した事業分野／参画形態
13：30～14：30 開催分	3. 事業概要について
令和4年3月7日	a. 建設地に求められる立地条件
15：00～15：45 開催分	b. 想定される商圈
令和4年3月10日	c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能
11：30～12：30 開催分	d. 望ましい事業方式
令和4年3月11日	e. 事業スケジュール（公的負担軽減策など）
10：00～11：00 開催分	f. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた施設整備の展望
令和4年3月11日	g. 懸念事項
15：00～16：00 開催分	4. 市への期待する事項、事業参画のうえで重要な条件等
令和4年3月14日	5. 収支計画策定に必要な項目
10：00～11：00 開催分	6. その他
令和4年3月14日	（※令和4年3月24日10：00～11：00開催分については、項目番号に一部ずれがある。）
15：00～16：00 開催分	
令和4年3月15日	
16：30～17：30 開催分	
令和4年3月17日	

11：30～12：30 開催分 令和4年3月17日	
13：30～14：30 開催分 令和4年3月24日	
10：00～11：00 開催分 令和4年3月30日	
13：30～14：30 開催分	

イ：「アンケート調査回答」

対象文書の詳細	非公開とした部分
全てのアンケート調査回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート回答内容1～10</li> <li>・受託事業者の担当者名、メールアドレス、電話番号</li> </ul>

(別紙2) 条例第6条第1項第2号又は7号に該当するため非公開とする部分

以下、「非公開とした理由」欄において、「法人の正当な利益を害するおそれがあるため」を①「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」を②として記載する。

ア：「第1回ヒアリング議事録」

非公開とした部分	非公開とした理由	
全てのヒアリング議事録	①②	<p>ヒアリング対象者の名称が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、ヒアリング対象者に接触するおそれや、そのことをおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇して十分な回答を得られない等のおそれがあるため</p> <p>ヒアリング対象者は、アリーナの事業に参画する可能性を有し、ヒアリング時点で計画や事業に関心を有していることが公になることによって、将来アリーナの計画や事業に参画することを躊躇するおそれがあるため</p> <p>ヒアリング先の決定には、受託事業者の営業活動により築かれた信頼や人脈等が寄与しており、これらは、受託事業者が営業活動を続けていく上での、無形の財産であるから、ヒアリング先の名称が明らかになることで、他の事業者がヒアリング先に売り込</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 題名横のヒアリング対象者名称</li> <li>・ 「出席者」欄のヒアリング対象者名称</li> </ul>		

		みを行ったりする等して取引先を奪われる等、受託事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
令和4年3月2日 16:30~17:30 開催分	①②	ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため
「1. 事業への興味」の3つ目の・の記載、➤の記載及び◇の記載 「c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能」の5つ目の➤文頭から2行目の句点の前の6字前の文字まで		

<p>令和4年3月3日</p> <p>16:30~17:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載や、ヒアリング対象者の関連企業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
--	-----------	--

<p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の3つ目の・の文頭から2行目の読点まで</p> <p>「c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能」の4つ目の・の文頭から7字目まで及び2つ目の➤の文頭から8字目まで</p> <p>「d. 望ましい事業方式」の➤の記載及び1つ目の◇の記載</p> <p>「g. 懸念事項」の1つ目の◇の文頭から2行目の読点まで、2つ目の◇の文頭から9字目から18字目まで及び2つ目の➤の文頭から3字目から9字目まで</p>		
<p>令和4年3月7日 13:30～14:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載か</p>

<p>「1. 事業への興味」の2つ目の・の記載</p> <p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の2つ目の・の1行目の読点の次の字から6字目まで及び3つ目の・の文頭から16字目まで</p>		<p>ら、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「d. 望ましい事業方式」の3つ目の➤の1行目最初の句点の次の字から4行目の読点まで</p>	<p>①</p>	<p>受託事業者が別案件で獲得した知見に係る情報が記載されており、公開することにより、受託事業者が知見を独占することで得られる優位性が失われ、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため</p>

<p>令和4年3月11日 15:00～16:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者の業態に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「1. 事業への興味」の2つ目の・の文頭から6字目まで 「e. 事業スケジュール」3つ目の➤の文頭から23字目から26字目まで</p>		
<p>令和4年3月11日 10:00～11:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「1. 事業への興味」の2つ目の・の1行目の2つ目の句点の次の字から7字目まで 「2. 関与した事業分野／参画形態」の1つ目の➤の文頭から2行目1つ目の読点まで 「d. 望ましい事業方式」の3つ目及び5つ目の・の記載 「e. 事業スケジュール」の2つ目の・の記載 「f. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた施設整備の展望」の1つ目の・の記載 「4. 市への期待する事項、事業</p>		



<p>参画のうえで重要な条件等」の2つ目の・の文頭から1行目の2つ目の句点まで、2行目2つ目の句点の次の字から6字目まで、➤の記載、◇の3行目1つ目の句点の次の字から文末まで</p>		
<p>令和4年3月14日 10:00～11:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の2つ目の➤の文頭から5字目から29字目まで及び4つ目の➤の文頭から4字目から文末まで</p> <p>「c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能」の3つ目の➤の記載及び◇の記載</p>		

<p>令和4年3月14日 15:00～16:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の1つ目の➤の文頭から12字目から23字目まで 「b. 想定される商圈」の2つ目の➤の文頭から13字目から34字目まで 「d. 望ましい事業方式」の2つ目の・の記載、3つ目の➤の記載及び4つ目の➤の文頭から9字目から39字目まで</p>		
<p>令和4年3月14日 13:30～14:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「1. 事業への興味」の1つ目の・の文頭から5字目から37字目まで 「2. 関与した事業分野／参画形</p>		

<p>態」の3つ目の・の文頭から5字目から20字目まで</p> <p>「a. 建設地に求められる立地条件」の➤の文頭から18字目から2行目文末から10字前の文字まで</p> <p>「d. 望ましい事業方式」の1つ目の・の文頭から9字目から28字目まで</p>		
<p>令和4年3月15日</p> <p>16:30～17:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の2つ目の・の1行目の読点の次の字から7字目まで、➤の文頭から2行目文頭から2字目まで、◇の文頭から30字目から2行目文頭から7字目まで及び2行目文頭から21字目から24字目まで</p> <p>「e. 事業スケジュール」の3つ目</p>		

<p>の・の文頭から7字目まで、1つ目の➤の文頭から8字目まで及び2つ目の➤の文頭から19字目まで</p>		
<p>令和4年3月17日 13:30～14:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者の業態や、ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の1つ目の・の記載及び1つ目の➤の記載 「c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能」の2つ目の➤の文頭から5字目から9字目まで</p>		
<p>令和4年3月17日 11:30～12:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者の業態や、ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>

<p>「1. 事業への興味」の1つ目の・の1行目読点の次の文字から2行目文末まで</p> <p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の1つ目の・の記載及び2つ目の・の1行目の読点の次の文字から2行目文頭から7文字目まで</p> <p>「a. 建設地に求められる立地要件」の1つ目の・の記載</p> <p>「d. 望ましい事業方式」の3つ目の・の2行目2つ目の句点の次の文字から4文字目まで</p> <p>「e. 事業スケジュール」の3つ目の・の文頭から1行目2つ目の句点まで</p>		
<p>令和4年3月24日</p> <p>10:00～11:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>

<p>「1. 事業への興味、2 関与したい事業分野／参画形態」の1つ目の・文頭から4字目まで</p> <p>「b. 想定される商圈」の3つ目の・の文頭から3行目の読点まで</p> <p>「d. 望ましい事業方式」の1つ目の・の文頭から10字目から13字目まで</p>		
<p>令和4年3月30日</p> <p>13:30～14:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者の業態や、ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>

<p>「1. 事業への興味」の1つ目の・の文頭から5字目から34字目まで、➤の文頭から1行目行末から4字前の文字まで及び2つ目の・の記載</p> <p>「c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能」の2つ目の・の文頭から10字目まで並びに3つ目の・の文頭から14字目まで及び1行目2つ目の句点の次の文字から2行目文頭から5字目まで</p> <p>「d. 望ましい事業方式」の2つ目の・の文頭から5字目から1行目2つ目の句点まで及び3行目の読点の次の文字から句点まで</p>		
---	--	--

イ：「アンケート調査回答」

非公開とした部分	非公開とした理由	
全てのアンケート調査回答	①②	アンケートは、第1回ヒアリングに回答した事業者の一部が回答したものであるから、アンケートに回答した企業の名称を公開することで、ヒアリング対象者の一部の名称も明らかになるため
アンケートに回答した企業の名称及び部署名		
回答欄5の「⑤ その他」に具体的な回答の記載があるアンケート結果	①②	アンケートに回答した企業が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、アンケートに回答した企業の名称を特定されるおそれがあるため
当該記載の3行目の句点の次の文字から文末まで		
回答欄7の「駐車場想定台数」に3桁の数字のみが回答として記載されているアンケート結果	①②	アンケートに回答した企業が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、アンケートに回答した企業の名称を特定されるおそれがあるため
回答欄7の「付帯諸室・機能・設備」の文頭から2行目の句点まで		

注 上記各表の行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。  
 また、上記各表の文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も一文字と数え、空白部分を数えない。



行末は当該行の最後の文字を指し、文末は当該文章の最後の文字を指す。「文末から○文字目」等の記載においては、行末又は文末も一文字と数える。